

第1回委員会資料 補足説明

平成25年10月21日

農林水産省 農村振興局

農林水産省 水産庁

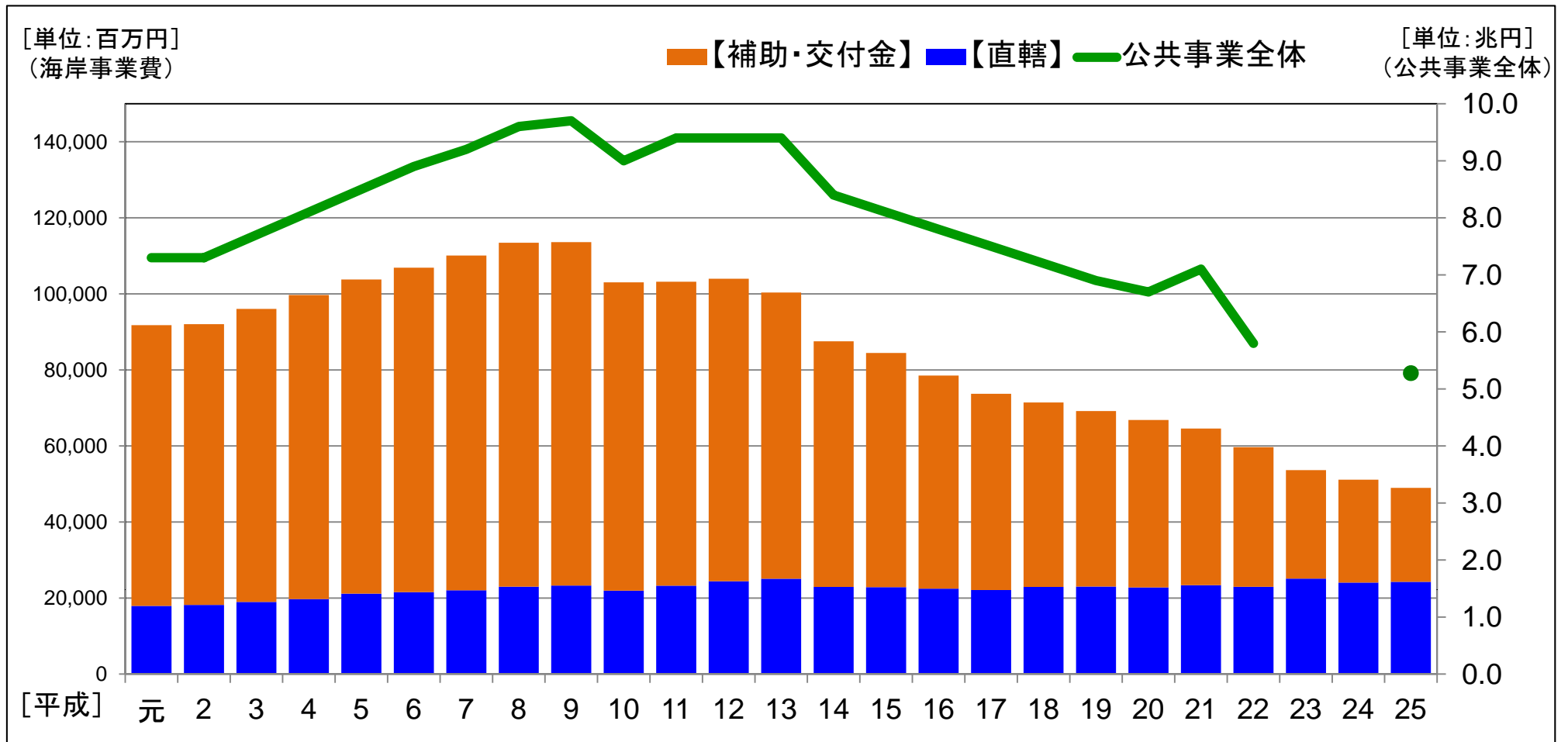
国土交通省 水管理・国土保全局

国土交通省 港湾局

海岸事業費の長期的な推移

■ 海岸の事業費は平成8年～9年をピークに徐々に減少傾向。公共事業全体も同様の傾向にある。

【国費ベース(H1～H25:当初予算)】



※1 平成22年度から、補助事業の大半が交付金事業へ移行したため、平成22年度以降の交付金の国費は、海岸管理者調べに基づき「支出額」を計上。

※2 公共事業全体は、「日本の財政関係資料(H25.10財務省)」による。

※3 公共事業全体の内、平成23、24年については「地域自主戦略交付金」に非公共費を含むため、表示していない。

※4 直轄、補助・交付金における平成24、25年の「東日本大震災復興特別会計」予算は含まない。

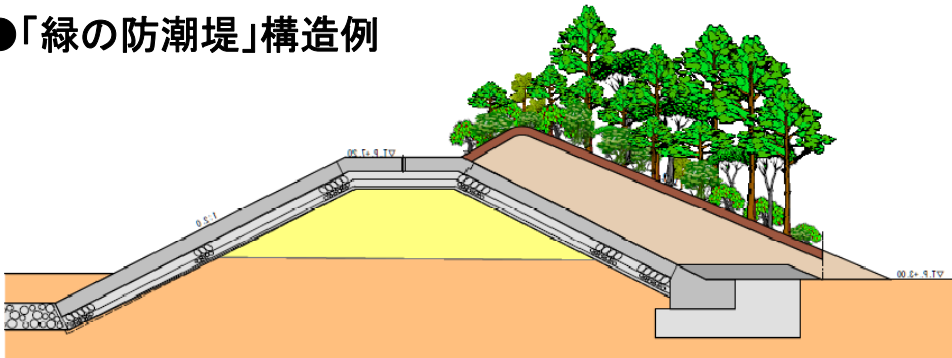
緑の防潮堤

- 緑の防潮堤は、地域の特性に応じ、様々な構造が考えられる。
- 防災・減災の効果が十分発揮されるような構造を検討する。

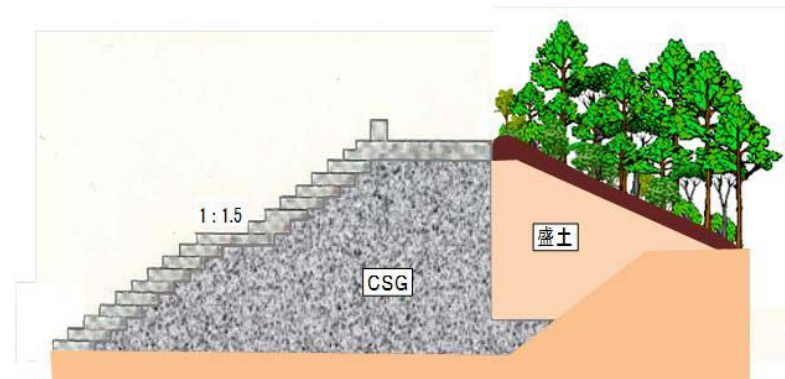
●構造の留意点(例)

- ・河川堤防同様、堤防本体に根が侵入しないよう縁切りを行う。
- ・植栽木の生育基盤の造成においては、地下水位等から2～3m程度の地盤高さを確保するための盛土を実施することが望ましい。(出典:今後における海岸防災林の再生について(林野庁))

●「緑の防潮堤」構造例



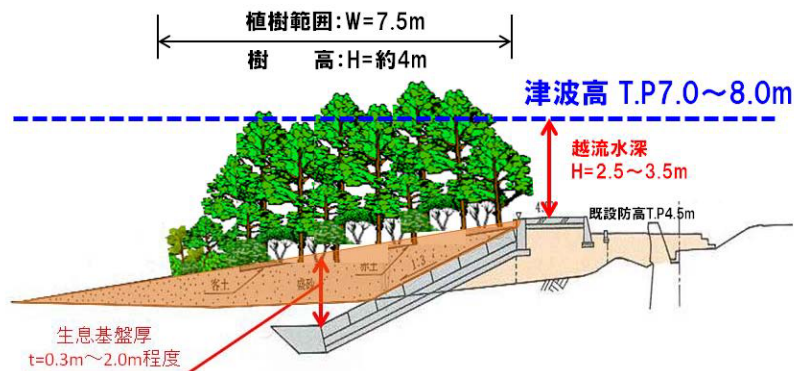
仙台湾南部海岸における整備イメージ



CSG工法による整備イメージ

【参考】津波に耐えたコンクリート堤防上の樹林(事例)

標準断面図(植樹部)



被災後の現地状況(植樹部)

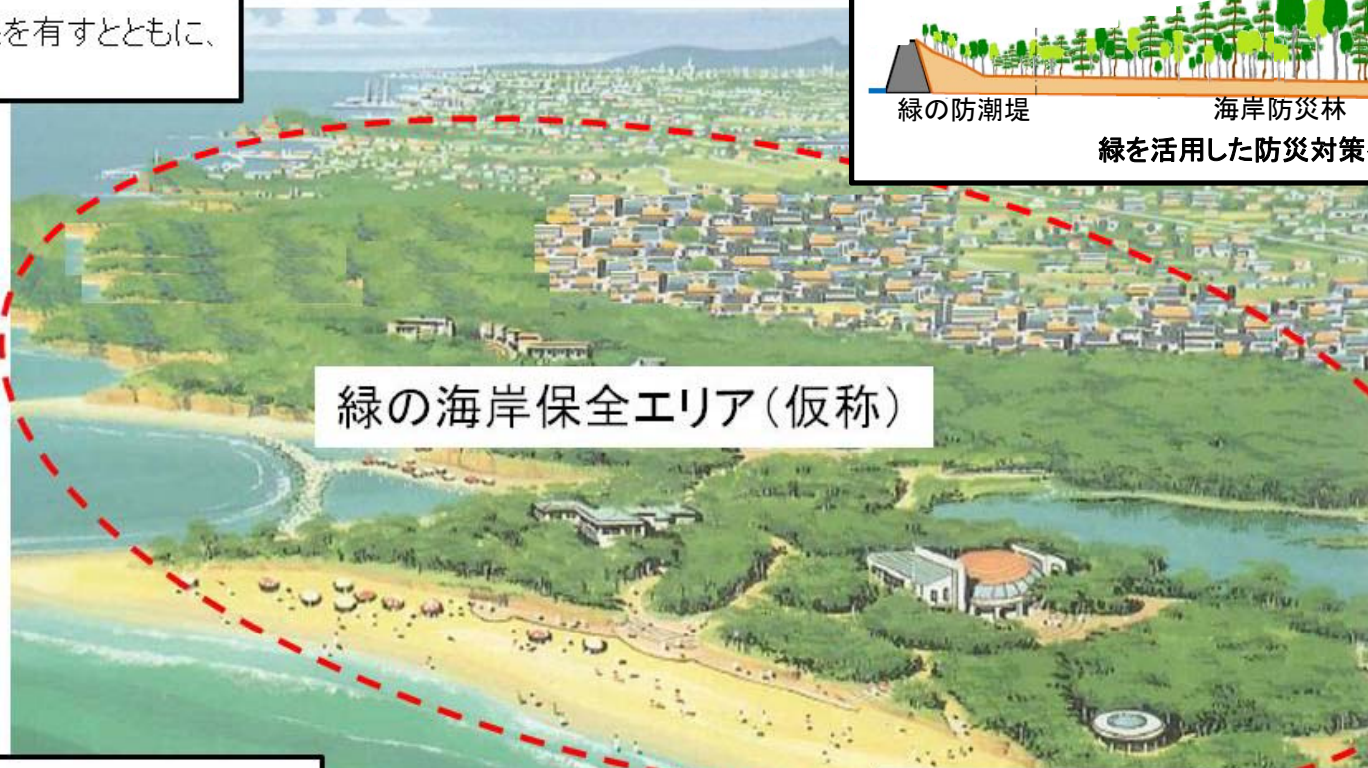


沿岸域としての防災・減災のための仕組みづくり

- 沿岸域の防災・減災を進めるため、多様な主体との連携・調整を進める。
- 例えば、「緑の防潮堤」整備とともに、安全、環境、景観等の沿岸域の質的向上を目的に背後地の海岸防災林や防災公園を一体的に整備するため、林野庁、国土交通省（海岸担当部局、公園担当部局）等が連携して協議会を設置し計画を策定する。

海浜防災公園の整備

避難地や津波減勢効果を有するとともに、沿岸利用を促進する



海岸防災林の整備

飛砂・潮害の防備や津波減衰機能を確保するとともに、風格ある景観を形成する

緑の防潮堤の整備

堤防と一体的な盛土・植生を配置した緑の防潮堤を整備

沿岸域における緑の防災・減災のイメージ

地域の実情に応じて堤防高さを下げている事例(岩手県)

■岩手県大槌町の赤浜地区・小枕地区(大槌漁港海岸)においては、災害危険区域の指定、高台への集団移転等を踏まえ、地域の合意の下に、復旧する堤防を既存高さにとどめることとしている。



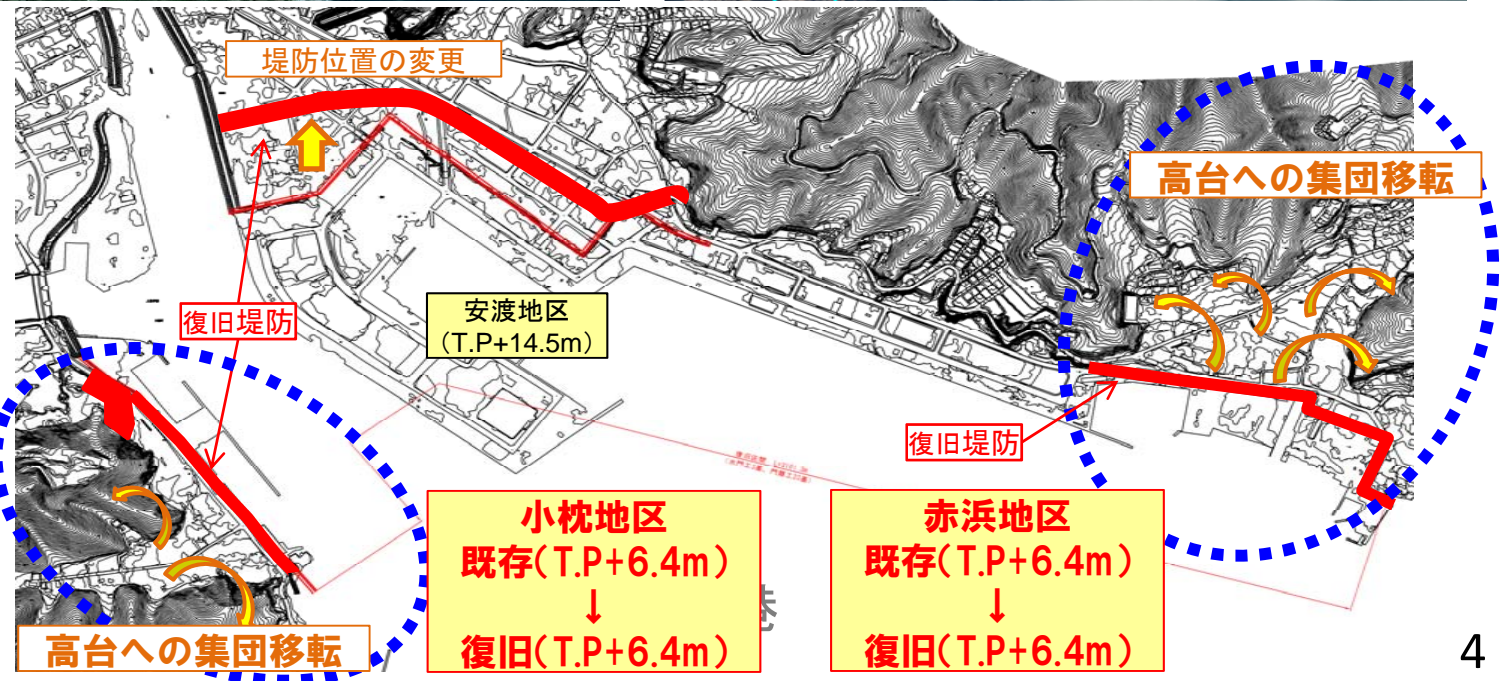
大槌湾の復旧計画

<設計津波水位(L1)>

- ◆地域海岸：大槌湾
- ◆堤防高(被災前)
 - ： T.P+6.4m
 - (計画)
 - ： T.P+14.5m

<堤防復旧>

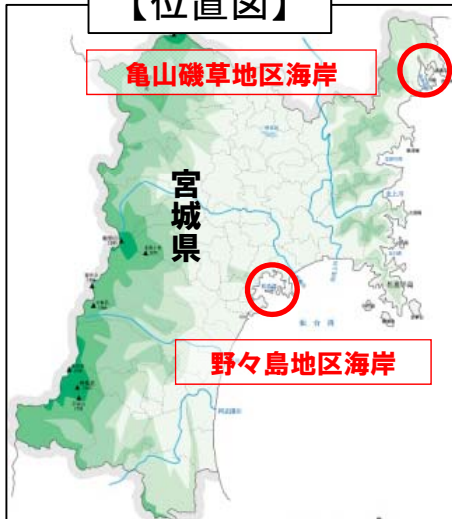
- 赤浜地区： T.P+ 6.4m
- 安渡地区： T.P+14.5m
- 小枕地区： T.P+ 6.4m



地域の実情に応じて堤防高さを下げている事例(宮城県)

- 宮城県気仙沼市の亀山磯草地区海岸、宮城県塩竈市の野々島地区海岸においては、背後に集落等が戻らないと見込まれることや、災害危険区域の指定を踏まえ、地域の合意の下に、堤防法線の陸側への変更や、復旧する堤防を既存高さにとどめることとしている。

【位置図】



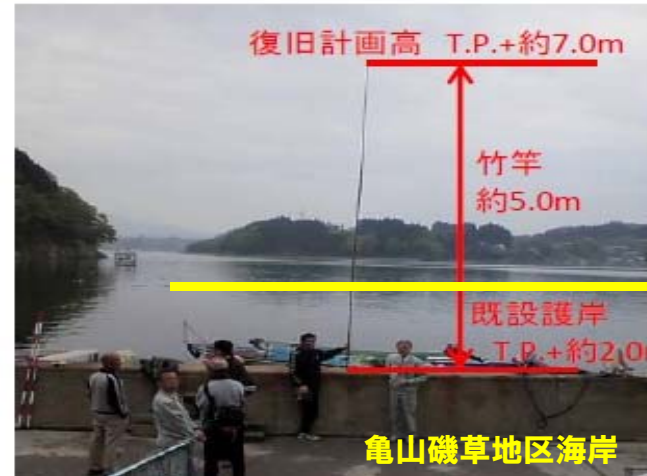
亀山磯草地区海岸(気仙沼市)

<設計津波水位(L1)>

- ◆地域海岸 : 大島西部
- ◆堤防高(被災前)
: T.P+3.2m
(計画)
: T.P+7.0m

<堤防復旧>

- 亀山磯草地区 : T.P+3.2m



当初予定していた堤防高さ
(地元説明会時)

地域の状況を踏まえ引き下げた堤防高
(T.P+3.2m)

野々島地区海岸(塩竈市)

<設計津波水位(L1)>

- ◆地域海岸 : 松島湾
- ◆堤防高(被災前)
: T.P+3.1m
(計画)
: T.P+4.3m

<堤防復旧>

- 野々島地区 : T.P+3.1m

当初予定していた堤防高さT.P.+4.3m

地域の状況を踏まえ引き下げた堤防高
(T.P.+3.1m)



水門・陸閘等の安全かつ確実な閉鎖

- 全国の消防団において、東日本大震災以降、水門・陸閘等の閉鎖活動について様々な取組が行われている。
- また、会計検査院から、東日本大震災において水門等の閉鎖体制が十分でなかったこと等を指摘されている。

【水門・陸閘等の閉鎖に関する調査】

消防庁の調査 (平成25年6月28日)

水門等の閉鎖を消防団の任務としてきた180市町村のうち、東日本大震災後、10市町村が津波災害時に閉鎖する水門等の数を減らした。一方、58市町村が津波災害時は、水門等の閉鎖を行わないことになった。

消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について

項目	市町村数
東日本大震災以前から、水門・陸閘等の閉鎖を行っており、現在も行うこととなっている(東日本大震災前との変更なし)	112
東日本大震災以前は水門・陸閘等の閉鎖を行っていたが、その後検討され、津波災害時は、水門等の閉鎖を行わないことになった	58
東日本大震災以降、水門・陸閘等の閉鎖について検討、津波災害時に閉鎖する水門等の数を減らした	10
水門・陸閘等がない又は東日本大震災以前から水門・陸閘等の閉鎖活動は行っていない	475
回答無し	3
合計	658

会計検査院の報告 (平成25年10月)

検査対象となった茨城、千葉両県管内の海岸のうち、災害発生時に閉鎖施設が閉鎖していない事例が見受けられ、中には、委託管理協定が締結されていないなど、閉鎖体制が十分となっていない事例が見受けられた。

東日本大震災時の水門等の閉鎖状況

(茨城、千葉両県の津波が発生した27海岸82箇所の状況)

閉鎖した施設	24ヶ所
閉鎖していない施設	58ヶ所
(うち不具合が生じているなどして閉鎖作業が行えない施設)	(18ヶ所)
(うち閉鎖体制が十分となっていない施設)	(41ヶ所)

河川における維持・修繕、操作規則について

- 平成25年6月の河川法の一部改正により、「河川管理施設等の維持又は修繕の義務」が明確化され、併せて「基準の策定」等の措置について規定されたところ。
- 河川管理者が管理する河川管理施設のうち、水門等の操作を伴う施設については、操作規則が定められている。

◆河川管理施設等の維持又は修繕（河川法第15条の2）

- 1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

◆河川管理施設の操作規則（河川法第14条）

- 1 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。
- 2 省略

◆河川管理施設の操作規則（河川法施行令第9条）

第九条 法第十四条第一項に規定する操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

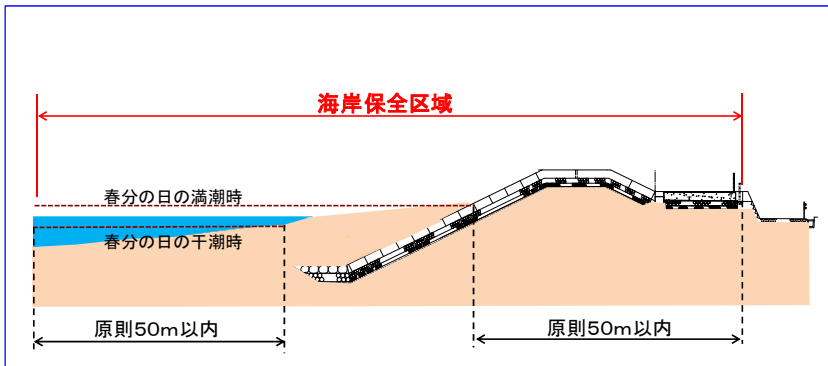
- 一 施設の操作の基準となる水位、流量等に関する事項
- 二 施設の操作の方法に関する事項
- 三 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
- 四 施設を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項
- 五 施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
- 六 その他施設の操作に関し必要な事項



海岸保全区域の柔軟な設定

- 海岸保全区域は、海岸法第3条第3項において「水際線から五十メートルをこえてはならない」としている。
- ただし、海岸の保全上必要な場合には、50mを超えて海岸保全区域を指定することができる。

水面の設定幅が50mを超えて指定されている主な事例



設定した主な理由
● 突堤や人工リーフ等の海岸保全施設の整備（計画）が必要なため
● 岩礁からなる複雑に入り組んだ海岸地形等のため包括的に設定する必要があるため
● 砂利採取により海岸に悪影響を与えるおそれがあるため

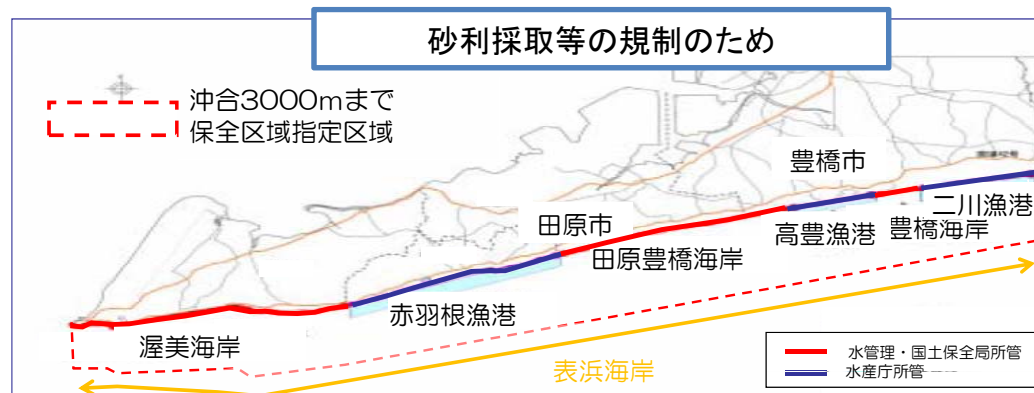
水面の設定幅が50mを超えて指定した具体的な事例

海岸保全施設の設置が必要なため



新潟県 竹鼻海岸

砂利採取等の規制のため



自然が残る表浜海岸

- 愛知県の表浜海岸では、当初の目的は、砂利採取防止であったが、結果的には規制を行うことで、現在の表浜海岸の砂浜や海食崖、ウミガメの産卵場などの貴重な自然や景観が守られている。

地域に根ざした海岸管理の推進(1)～海岸の管理における市町村参画の推進～

- 平成11年改正前の海岸法では、海岸管理者は都道府県知事等が行うこととされ、知事が指定した場合、海岸保全施設の整備等を含めた全ての管理を市町村長が行うことができた。
- 占用許可等に係る事務は広域的な利害調整を伴うような性質のものではなく、祭りや行事の場として地域づくりの観点から市町村が積極的に参画することが望まれた。
- このため、平成11年に従来の制度に加え、占用の許可や行為の許可等日常的な管理について、海岸保全区域や一般公共海岸区域において、本来の管理者と協議が整った場合には、市町村長が管理できるよう法改正を行った。

改正前の海岸法における市町村長の海岸管理

海岸保全区域の管理
(第5条第2項)

(都道府県知事)

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

指定

対象となる区域を
都道府県知事が指定

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

(市町村長)

改正後の海岸法における市町村長の海岸管理

海岸保全区域の管理
(第5条第2項、第6項)

(都道府県知事)

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

指定

協議

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

(市町村長)

一般公共海岸区域の管理
(第37条の3第3項)

(都道府県知事)

- 占用の許可
- 行為の許可 等

協議

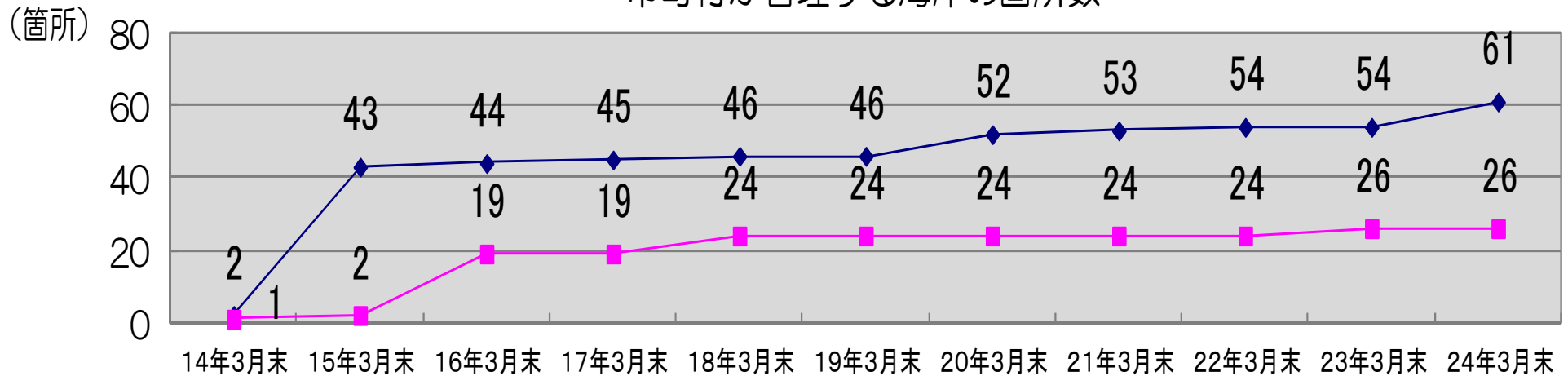
市町村参画の拡大

- [海岸保全区域]
- 占用の許可
 - 行為の許可 等

- [一般公共海岸区域]
- 占用の許可
 - 行為の許可 等

地域に根ざした海岸管理の推進(2)～市町村による日常の海岸管理の状況～

市町村が管理する海岸の箇所数



◆ 第5条第6項 ■ 第37条の3第3項

出典：海岸統計（国土交通省水管理・国土保全局 編）

注1)このほか、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長として市町村が管理する海岸等がある。

注2)神奈川県逗子市による海の家騒音や風紀の乱れに関する取組等は、海岸法に基づき実施されているものではない。

京都府京丹後市

平成13年7月1日から、海岸の自然環境を保全するため、一般公共海岸区域の日常的管理を実施

- 網野町海岸管理条例等（現在は京丹後市海岸管理条例）を制定。
- 清掃など海岸の維持管理、利用促進、占用・制限行為の許可など。
- 鳴き砂で有名な琴引浜を管理。砂の表面が少しでも汚れると鳴かなくなるため、別途、自然環境を保全するための条例を制定。琴引浜を指定し、喫煙や花火などを規制し自然環境の保全を図っている。

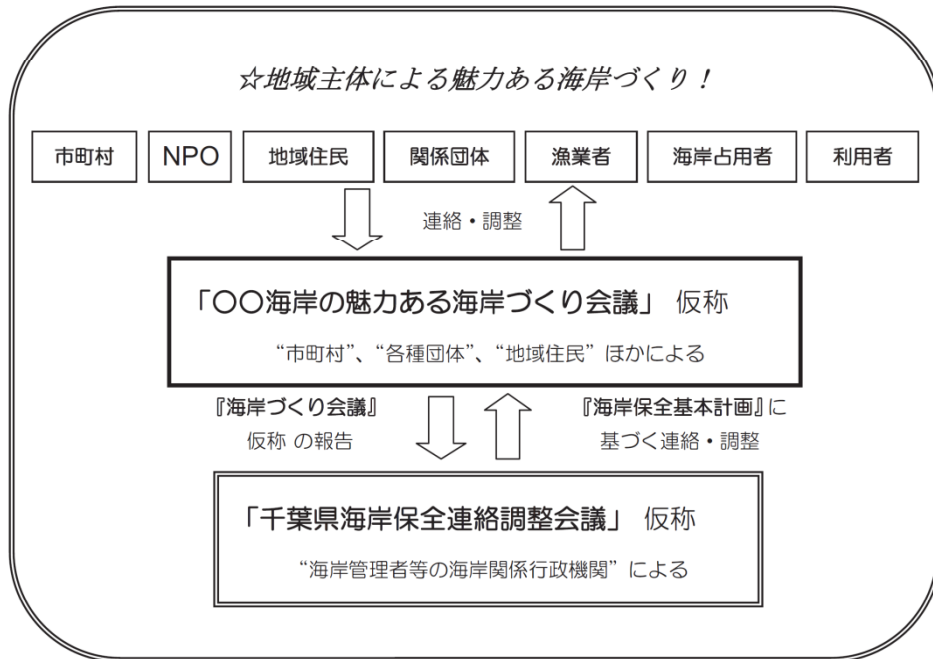


琴引浜（京都府京丹後市）

地域の意見を反映した海岸保全の取組(千葉県の場合)

- 平成15年8月に策定した「千葉東沿岸海岸保全基本計画」では、地域の意向や特性に応じた海岸づくりを推進していくため、“地域会議の創設”を定めた。
- 千葉県では市町村と連携し、この地域会議を通じて関係する地元住民等から意見を聴くなど、地域の意見を反映した整備に取り組んでいる。

海岸保全基本計画で定めた事項を基本とし、“地域会議”において意見を聴くなど、地域の意見を反映した整備を推進する取組を行っている。



出典：千葉東沿岸海岸保全基本計画

千葉県一宮町の「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の事例

- 平成22年6月に一宮町において、「一宮の魅力ある海岸づくり会議」を発足し、現在までに計8回開催。
- 専門家による海岸構造物や海洋環境等の専門的知見の丁寧な解説により、多面的な問題に対する科学的理解の共有が図られ、情報の共有に基づく具体的な検討が進む。
- 一宮海岸では、この会議を通じて沿岸地域の意見を取り入れるなど、多様な利害に応じた海岸保全施設の整備を進めている。今後も継続し、合意形成を図りながら、施設整備を進めて行く予定。



第7回会議の状況 (H25. 2)

海岸保全区域内の占用等について(神奈川県事例)

- 海の家による海岸保全区域内の占用については、海岸法第7条等に基づき、海岸保全区域の占用許可を行うとともに、占用料について、海岸法第11条等に基づき徴収。
- 神奈川県の場合、海水浴場内に設置する救護所、監視塔等の公益性があるものは、占用料を免除。

神奈川県の事例

○海を家の占用

- 神奈川県では、海水浴場に海の家を設置するに当たり、毎シーズンごとに、海岸法及び神奈川県が定める「海岸法施行細則」に基づき占用許可を行っており、占用料は「神奈川県海岸占用料等徴収条例」に基づき徴収。
- 海の家が海水浴客の更衣休憩所の機能を有する場合、別途、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とした「神奈川県海水浴場等に関する条例」に基づき知事の設置の許可を受けなければならない。

○コンビニエンスストア型式の海を家の占用

- 過去に神奈川県鎌倉市由比ヶ浜の海水浴場に、コンビニエンスストア型式の海の家が開設された実績があるが、平成13年以降、占用申請は行われていない。

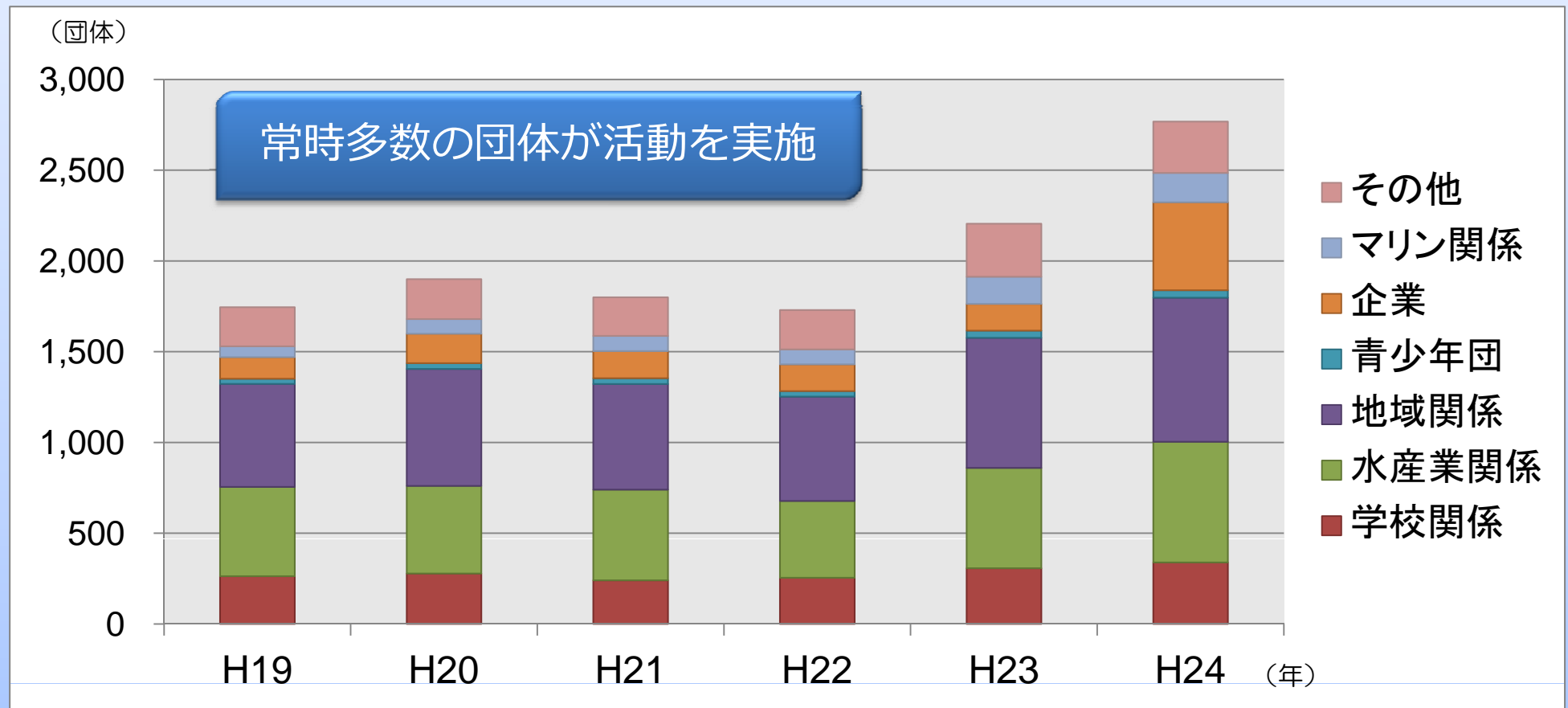


海水浴場の海の家（神奈川県三浦市）

海岸に関する活動を行っている民間団体数

- 近年、海岸環境の保全等、海岸管理に資する活動を自発的に行っているNPO、地域関係団体等の民間団体が全国で多数活動している状況。

海岸で活動する民間団体数



出典：公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

海岸における民間団体等の具体的活動の事例

①海岸の環境維持



海岸清掃

日立おかみの会
(茨城県)



本須賀(トカ)波乗り倶楽部
(千葉県)

③海岸植生の保護・海岸の適正な利用の促進



ハマエンドウ等の保護

久之浜(ヒサハマ)・大久(オホサ)
地域づくり協議会(福島県)



車両乗り入れ監視等

九十九里浜の自然を守る会
(千葉県)

②環境教育活動



小中学校における環境教育

市民ボランティア 蒼い海
(北海道)



海岸利用促進と水難事故抑制講習会

NPOウォーターセーフティ
マネージメント協会(大分県)



カブトガニ勉強会

四国カブトガニを守る会
(愛媛県)



ウミガメ卵の保護

志摩半島野生動物研究会
(三重県)

海岸保全区域の占用等に係る審査基準について

- 平成11年の海岸法改正以降、徳島県や鹿児島県等では、海岸保全区域の占用（海岸法第7条第1項）、海岸保全区域における行為の制限（海岸法第8条第1項）に係る許可の審査基準として、環境及び利用の観点からの判断事項を定めている。

「環境」を審査基準として定めている事例（徳島県・鹿児島県）

- 徳島県では、独自に①「海岸保全区域占用許可審査基準」、②「海岸保全区域の行為の許可審査基準」を作成しており、関係法令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準<以下、①より抜粋>に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないこととしている。

2 海岸保全区域の占用の許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること

- ① 占用目的が、公共用財産である土地の公共的性格に十分留意されたものであり、その用途又は目的を妨げないものであること
- ② 他の海岸保全施設の維持及び管理等、海岸の保全に支障を与えないこと
- ③ 工作物等を設置する場合、安全な構造であること
- ④ 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は当該規則に従うこと
- ⑤ 付近の航行等に対する支障がないこと
- ⑥ 近隣事業者の事業活動に支障を与えないこと（与える場合は同意書をもって足る）
- ⑦ 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと

- 鹿児島県では、独自に「鹿児島県海岸占用許可実施要領」を作成しており、土地の利用状況、景観及び環境との調整についての基準等を定めている。

<以下、抜粋(第7条以外は内容省略)>

第5条 占用場所についての基準

第6条 自由使用との調整等についての基準

第7条 土地の利用状況、景観及び環境との調整についての基準

「海岸の占用は、海岸及びその周辺の土地及び水面の利用状況、景観その他の自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。」

第8条 構造についての基準

第9条 海岸事業等との調整についての基準

第10条 管理責任についての基準